

令和 8 年熊本地震にかかる災害に伴う被害を受けた方々への支援について

令和 8 年熊本地震により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

熊本県：10 市 10 町 1 村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、
合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、
上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、
八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

[令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について](#)

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

2026 年 7 月 29 日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以 上